

商標 権	判決年月日	平成31年3月26日	担 当 部	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10203号		
○ 「SHI-SA」等の文字と動物の図形からなる商標について、商標法4条1項7号に規定する商標には当たらないとした事例。				

(事件類型) 審決取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項7号

(関連する権利番号等) 商標登録第5040036号, 同第3324304号

判 決 要 旨

- 1 被告は、次の商標（商標登録第5040036号、本件商標）の商標権者である。
原告は、本件商標の登録無効審判（無効2016-890011号）を請求し、特許庁は、不成立審決をした。



- 2 商標法4条1項各号は、商標登録を受けることができない商標として、相当数の類型を規定しているのであって、同項7号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」がその一類型として規定されているのは、他の号に当てはまらなくともなお商標登録を受けることができないとすべき商標が存在し得ることを前提に、一般条項をもって、そのような商標の商標登録を認めないこととしたものであると解されるから、同号の適用は、その商標の登録を社会が許容すべきではないといえるだけの反社会性が認められる場合に限られるべきである。
- 3 本件商標と次の商標（商標登録第3324304号、引用商標）は、外観においても観念や称呼においても異なるものであって、類似せず、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないから、本件商標について、引用商標の顧客吸引力にただ乗りし、その出所表示機能を希釈化させ、又はその名声を毀損させるおそれがあるとか、そのような不正の目的をもって出願されたということとはできない。したがって、本件商標の登録が商道徳に反するとか、国際的な信頼を損なうということもできない。



4 以上によると，本件商標は，商標法4条1項7号により，商標登録を受けることができないものとはいえ，原告の本訴請求は理由がない